

利 用 者 の た め に

本書は、農林水産省の統計組織で実施している青果物卸売市場調査の結果を取りまとめたものである。

1 調査の目的

全国の主要な青果物卸売市場における青果物の卸売数量、卸売価額及び転送量を調査し、価格形成の実態を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等に資することを目的とする。

2 調査の根拠

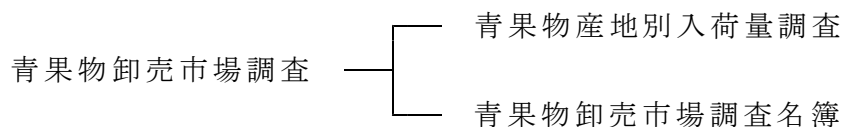
本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく、一般統計調査である。

3 調査機関

農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査の体系

調査の体系は以下のとおりである。



5 調査の範囲

全国

6 調査対象

(1) 卸売会社

青果物卸売市場が開設されている全国の都市を、人口及び卸売市場取扱数量に着目して、1類都市、2類都市に分類し、その各都市に所在する卸売市場で営業する卸売会社について、以下に示す基準により分類・選定し、139卸売会社について調査した。

なお、ある都市の代表的市場の開設区域が複数の都市にまたがっている場合、当該開設区域全体を一つの都市として取扱い分類した。

ア 都市の類別区分

(ア) 1類都市

人口100万人以上の都市及びこれに準ずる都市。

(イ) 2類都市

1類都市を除く、人口20万人以上で、かつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万t以上の都市。

ただし、上記以外の県庁所在都市及び中央卸売市場が開設されている都市を含む。

なお、1類都市と2類都市を併せたものを本書では「主要都市」と表すこととする。

また、各類別に属する都市名は、「別表 都道府県別類別都市一覧表」を参照されたい。

イ 調査対象

(ア) 1類・2類都市の青果物中央卸売市場における全ての青果物卸売会社。

(イ) 1類都市の市内青果市場^(注)のうち、東京都内青果市場及び大阪府内青果市場において、それぞれの市内青果市場における年間の青果物取扱数量の最も多い青果物卸売会社から順に配列し、その市場全体の卸売数量の80%を上回るまでの卸売会社。

(注) 市内青果市場とは、中央卸売市場の開設区域内における、中央卸売市場以外の市場をいう。

(ウ) 2類都市の地方卸売市場のうち、年間の青果物取扱数量の最も多い青果物卸売会社から順に配列し、その都市の卸売数量の80%を上回るまでの卸売会社。

(2) J A全農青果センター（3カ所）

全国農業協同組合連合会が埼玉県戸田市、神奈川県大和市及び大阪府高槻市に設置しているJ A全農青果センターを調査対象とした。

7 調査の期間

平成20年1月から12月までの1年間

8 調査事項

卸売数量及び卸売価額である。なお、その内数としての転送入荷品に係わるものも併せ調査した。

このうち、卸売数量、卸売価額に関しては、野菜については野菜計及び50品目を、果実については国産計、輸入計及び44品目・品種を調査した。

転送品の卸売数量に関しては、野菜については野菜計及び48品目を、果実については果実計及び34品目・品種を転送元市場ごとに調査した。

転送品の卸売価額に関しては、野菜計及び果実計のみを転送元市場ごとに調査した。

9 調査方法

調査は、以下のいずれかの方法により実施した。

- (1) 調査協力者が作成した磁気データをオンラインにより収集する方法
- (2) 調査協力者が作成した電磁的記録媒体の収集による方法
- (3) 調査協力者に対し調査票を郵送配付・回収する自計調査による方法

ただし、調査対象で本社・支社の関係にあるものについては、原則として本社において支社分を含めて調査した。

10 集計方法

(1) 調査対象ごとの年計値の卸売数量及び卸売価額

青果物産地別入荷量調査（月別調査）の対象となっている調査対象について、卸売数量及び卸売価額ともに1～12月分の積み上げ値として算出した。

(2) 総数（全国計）の卸売数量及び卸売価額

「全国」の値については、平成17年に実施した「青果物卸売市場調査名簿（5年ごとに実施）」のシェア（全国値に占める主要都市の市場計の割合）を基に、平成20年の主要都市の市場計から推計した。

(3) 都市別の卸売数量及び卸売価額

ア 都市別集計のうち1類都市については、中央卸売市場は卸売市場ごとに、その他の市場は

原則として都市名を冠した「〇〇市内青果市場」と一括して、卸売数量及び卸売価額を積み上げにより算出した。

イ 2類都市については、中央卸売市場がある場合は1類都市と同様に、それ以外の場合は、全市場について、原則として都市名を冠した「〇〇市青果市場」と一括して、卸売数量及び卸売価額を積み上げにより算出した。

(4) 転送品の卸売数量及び卸売価額

ア 主要都市の市場の卸売数量及び卸売価額について積み上げにより算出し、J A全農青果センターの値は含んでいない。

イ 「主要都市における転送量」は、都市別の転送を受けた卸売数量を組替集計して、主要転送先市場（転送量100 t以上の市場）別に取りまとめた。

(5) J A全農青果センターの取りまとめ

J A全農青果センターを除外した集計となっているため、参考として、同センターの卸売数量、卸売価額及び卸売価格を取りまとめた。

11 目標（実績）精度

この調査においては、目標精度は設定していない。

12 用語の解説及び約束

(1) 青果物卸売市場

ア 青果物卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から販売の委託又は買い付けを行い、仲卸売業者又は小売業者等に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めない。

イ 中央卸売市場とは卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき、地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設している市場であり、平成20年12月末現在開設されている中央卸売市場は、次の64市場となっている。

札幌市、函館市、室蘭市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、いわき市、宇都宮市、千葉市、船橋市、東京都（築地・大田・北足立・葛西・豊島・淀橋・世田谷・板橋・多摩）、横浜市（本場・南部）、川崎市（北部）、新潟市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市（本場・北部）、三重県、京都市、大阪市（本場・東部）、大阪府、神戸市（本場・東部）、姫路市、奈良県、和歌山市、岡山市、広島市（中央・東部）、宇部市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市（青果・東部・西部）、久留米市、長崎市、佐世保市、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

(2) J A全農青果センター

J A全農青果センターとは、全国農業協同組合連合会が消費都市及びその周辺地域において一定の施設を備え、継続的に生鮮食料品の集分荷、価格形成、決済等を行い、卸売市場に代替する機能を果たしているものをいう。

(3) 青果物卸売会社

青果物卸売会社とは、生産者、集出荷団体又は集出荷業者から販売の委託又は買い付けて、青果物の卸売業務を行う法人又は個人をいう。

(4) 卸売数量

卸売数量とは、青果物卸売市場で、「せり」、「入札」又は「相対」の方法で売りさばかれた数量（転送量を含む。）であり、その荷物の荷姿の単位ごとに表示されている量目をkg換算した数量である。

(5) 卸売価額

卸売価額とは、青果物卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む価額である。

(6) 卸売価格

卸売価格とは、卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。

(7) 転送量

転送量とは、一度卸売市場に上場されて販売された青果物が、仲卸業者などを経て再び他の卸売市場に上場された数量をいう。

13 統計表の見方等

(1) 「調査結果の概要」に掲載している構成比及び割合は、四捨五入の関係で表上では一致しない場合がある。

(2) 統計表中に使用した符号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

(3) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農畜産物卸売市場」、品目別分類の「野菜」・「果樹」でご覧になれます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei> 】

なお、本調査の結果については、別途刊行している『青果物産地別卸売統計』においてもご覧になれます。

(4) 連絡先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 消費統計室 流通動向第1班

代表 03(3502)8111 内線 3713

直通 03(6744)2047

別表 都道府県別類別都市一覧表

都道府県名	1 類 都 市	2 類 都 市
北 海 道	札幌	旭川・函館・室蘭
青 森	—	青森・八戸
岩 手	—	盛岡
宮 城	仙台	—
秋 田	—	秋田
山 形	—	山形
福 島	—	福島・いわき
茨 城	—	水戸
栃 木	—	宇都宮
群 馬	—	前橋
埼 玉	さいたま	上尾
千 葉	千葉	市川・船橋・松戸・柏
東 京	東京都全域（島しょ部は除く。）	—
神 奈 川	横浜・川崎	¹⁾ 藤沢（藤沢・茅ヶ崎）
新 潟	—	新潟
富 山	—	富山・高岡
石 川	—	金沢
福 井	—	福井
山 梨	—	甲府
長 野	—	長野・松本
岐 阜	—	岐阜
静 岡	静岡	浜松・沼津
愛 知	名古屋	豊橋
三 重	—	²⁾ 北勢（桑名・四日市・鈴鹿・いなべ・木曽岬・東員・朝日・川越・菰野）・ ³⁾ 三重（津・松阪）
滋 賀	—	大津
京 都	京都	—
大 阪	大阪府全域	—
兵 庫	神戸	尼崎・姫路・西宮
奈 良	—	⁴⁾ 奈良（大和郡山・天理・大和高田・奈良・橿原・桜井・御所・生駒・香芝・葛城・磯城郡・北葛城郡・高市郡・生駒郡）
和 歌 山	—	和歌山
鳥 取	—	鳥取
島 根	—	松江
岡 山	—	岡山
広 島	広島	呉・福山
山 口	—	下関・宇部

都道府県名	1 類 都 市	2 類 都 市
徳 島	—	徳島
香 川	—	高松
愛 媛	—	松山
高 知	—	高知
福 岡	北九州・福岡	久留米
佐 賀	—	佐賀
長 崎	—	長崎・佐世保
熊 本	—	熊本
大 分	—	大分
宮 崎	—	宮崎
鹿 児 島	—	鹿児島
沖 縄	—	那覇
計	15都市	59都市

注：1) は藤沢市青果市場が開設されている都市である。

また、（ ）内は当該市場の開設区域内市町村であり、下線を付した市町村に開設されている(以下同じ。)。

2) は北勢公設地方卸売市場が開設されている都市である。

3) は三重県中央卸売市場が開設されている都市である。

4) は奈良県中央卸売市場が開設されている都市である。